

○「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について」の一部改正新旧対照表

改正案	現 行
<p>第二十五条第三項関係</p> <p>1 営業保証金として好ましくない有価証券について 略</p> <p>2 すでに供託中の有価証券について欠格事由が生じた場合等について（規則第15条の2第32号関係） 供託中の有価証券について規則第15条の2第32号かっこ書に該当する欠格事由が生じ、又はその債権が消滅することとなった場合においては、営業保証金を供託していない状態となるので、新たな営業保証金を速やかに供託するものとする。</p> <p>第二十五条第四項関係</p> <p>1 営業保証金の差し替えをした場合の届出について（規則第15条の4の2関係） 営業保証金を有価証券をもって供託した場合において、当該有価証券の償還期の到来等により、従前の供託物に代わる新たな供託物を供託した後、従前の供託物の取戻しをすることを一般に供託物の差し替えというが、規則第15条の4の2は、営業保証金としての供託物の変換をした場合の届出について規定したものであり、この「変換」とは、いわゆる「差し替え」のことをいうものである。 なお、この場合の取戻しは、法第30条第2項の規定による公告をなくとも行い得るもので、この差し替えをした場合にあつては、従前の供託物の取戻しまでに、新たな供託に係る供託書正本（みなし供託書正本を含む。以下同じ。）の写しを添付して届出をすることとする。</p> <p>2 供託書正本の提示について 略</p>	<p>第二十五条第三項関係</p> <p>1 営業保証金として好ましくない有価証券について 略</p> <p>2 すでに供託中の有価証券について欠格事由が生じた場合等について（規則第15条の2第33号関係） 供託中の有価証券について規則第15条の2第33号かっこ書に該当する欠格事由が生じ、又はその債権が消滅することとなった場合においては、営業保証金を供託していない状態となるので、新たな営業保証金を速やかに供託するものとする。</p> <p>第二十五条第四項関係</p> <p>1 営業保証金の差し替えをした場合の届出について（規則第15条の4の2関係） 営業保証金を有価証券をもって供託した場合において、当該有価証券の償還期の到来等により、従前の供託物に代わる新たな供託物を供託した後、従前の供託物の取戻しをすることを一般に供託物の差し替えというが、規則第15条の4の2は、営業保証金としての供託物の変換をした場合の届出について規定したものであり、この「変換」とは、いわゆる「差し替え」のことをいうものである。 なお、この場合の取戻しは、法第30条第2項の規定による公告をなくとも行い得るもので、この差し替えをした場合にあつては、従前の供託物の取戻しまでに、新たな供託に係る供託書正本の写しを添付して届出をすることとする。</p> <p>2 供託書正本の提示について 略</p>

第64条の8第5項関係（宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則第2条第2項関係）

還付請求に当たっては、認証を行った保証協会の代表者の資格を証する書面を必要とするが、この書面は法人の登記事項証明書をもって充てるものとする。

第64条の8第5項関係（宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則第2条第2項関係）

還付請求に当たっては、認証を行った保証協会の代表者の資格を証する書面を必要とするが、この書面は法人の登記簿謄本をもって充てるものとする。